

佐賀県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年十月七日から平成二十三年十一月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 諸富西島線	佐賀市諸富町大字徳富字上大津一七 五九番一地先から 佐賀市諸富町大字徳富字徳富一〇七 七番五地先まで	平成二三・一〇・七